

---

2015年9月2日(水)発行

---

メルマガ～開示会計を学ぶ～ Vol.6

---

株式会社スリー・シー・コンサルティング

---

- 1 会計ニュースダイジェスト(2015年8月)
- 2 特集
- 3 ワンポイント開示会計問題演習 「連結損益計算書2」
- 4 児玉厚の開示川柳「会計人 不正手口に 目をむけよ！」
- 5 編集後記

—【PR】—

---

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト  
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版 好評発売中！  
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

- 
- 1 会計ニュースダイジェスト(2015年8月)
- 

- 1) ASBJに「IFRS適用課題対応専門委員会」を設置へ(8月27日)

IFRSには数多くの解釈指針が存在しますが、  
これらの解釈指針に関する議論からIFRSの修正に発展することが  
最近増えています。

また、わが国においてIFRSの任意適用企業が増加する中で、  
IFRSの解釈指針として取り上げられるか否かが  
会計実務に少なからぬ影響を与えているとされています。

こうしたことからASBJは、IFRSの適用上の課題に対応する  
必要性を認識して、専門委員会を設置することになりました。  
専門委員会ではIFRS解釈指針委員会の議論のフォローのほか、  
場合によっては我が国が独自にガイダンスや教育文書を  
公表するかどうかの検討も行うとされております。

8月26日の第318回企業会計基準委員会にて同委員会の設置が提案され、  
了承されております。  
今後速やかに設置の準備を行い、2015年9月又は10月に  
第1回会議を予定しています。

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/minutes/20150826/20150826\\_index.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20150826/20150826_index.shtml)

2) 会計士協会、「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」に寄せられた意見を公表（8月21日）

去る4月16日に意見募集した「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」に対して寄せられた意見を公表しました。

本意見募集では、特に「注記情報」及び「財務諸表の表示」に関する会計基準の開発に関する優先的な検討事項について質問しており、具体的には以下の項目に対してさまざまな意見が集まっています。

(1) 注記情報について

- ・財務諸表利用者にとって有用性が高い情報の開示について
- ・開示の簡素化又は省略を可能とすることについて
- ・有用な注記をどのように考えるか

(2) 財務諸表の表示について

- ・基本財務諸表の表示に関する会計基準の開発について
- ・英文で開示される財務情報の一元化について
- ・特別損益の表示について
- ・完全な一組の財務諸表について

(3) その他

- ・国際比較に基づき財務諸表の表示・開示を検討すること
- ・現行の開示制度の一元化や見直しを検討すること
- ・非財務情報等の在り方を検討すること

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/post\\_1827.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1827.html)

3) IASB、新アジェンダ協議策定に着手（8月11日）  
（意見募集期限：2015年12月31日）

現在、IASBは2011年から2012年に策定されたアジェンダ協議に基づいて日々活動を行っていますが、活動内容は大きく分けてリサーチプロジェクト、基準開発、（基準の）修正及び解釈のほか「概念フレームワーク」「開示に対する取組み」など多岐にわたっております。

今回の見解募集では、こうした活動にどう優先順位をつけるかを中心に、そもそもアジェンダ協議の間隔が適正か（本来3年ごとに行うはずなのに遅れてしまっている）も含めて意見を求めています。

新アジェンダ協議は2016年半ばから2020年までの期間で適用されることとされています。

<http://www.ifrs.org/Features/Pages/IASB-begins-agenda-consultation-2015.aspx>

- 4) IFRS「関連会社・共同支配企業」改正の適用延期を提案（8月10日）  
（意見募集期限：2015年10月9日）

IFRS「関連会社・共同支配企業」の改正は昨年9月に決定しており、2016年1月1日以後開始事業年度より適用することとされておりましたが、現在進行中の持分法に関するリサーチ・プロジェクトが完了するまで適用を延期するというものです。  
ただし早期適用は依然として可能とすることとされております。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-proposes-to-postpone-accounting-changes-for-associates-and-joint-ventures-until-completion-of-broader-review.aspx>

—【PR】—

ディスクロージャー人材の育成に最適！「財務報告実務検定」実施中  
テキストは現行法令に完全対応、学習したことが開示実務に直結！  
<http://zaimuhoukoku.jp/>

---

## 2 特集 定時株主総会の開催日

---

従来、株主総会はいわゆる「集中日」に多くの会社が開催しており、株主投資家の立場から開催日を分散すべきことが長らく言われてきました。では実際にどの程度分散されてきたのでしょうか。  
また会社は開催日程をどれだけ変えているのでしょうか。

Vol. 4（2015年7月2日発行）で取り上げた決算発表日と同様に本年とカレンダーを同じくする2009年3月期との比較で同じ会社について期日の変動の有無を調べたものです。  
調査対象の会社もVol. 4と同じ（2,223社）です。

### <調査結果>

2009年では過半数の1,148社が6月26日（金）に開催していましたが、2015年では966社に減少しました。

一方、6月22日（月）から25日（木）の開催は786社から908社に、6月15日（月）の週の開催は193社から270社に、6月8日（月）の週は9社から34社に、それぞれ増加しました。  
6月29日（月）の開催は68社から32社に減少しました。

決算日から総会までの平均日数は85.76日から85.16日と、0.6日短縮されました。

2009年と2015年を比較して、開催が早まった会社が695社、遅くなった会社が259社で、過半数の1,269社は同日でした（両方6月26日だったのは841社）。

決算発表が2009年と2015年で同日だったのは658社でしたから、株主総会はそれだけ日程が固定されがちであることが分かります。しかし、日数の標準偏差は2.46から3.02と拡大しており、収れんの傾向にある決算発表日とは逆に日程が分散する傾向にあります。

また、決算発表と株主総会との関係では決算発表、総会ともに早めたのが366社、両方とも不変だった会社が382社でした。

\* 詳細なデータはメルマガ読者にのみ公開しています。

— 【PR】 —

児玉厚のキャッシュ・フロー予算作成演習講座（共催：宝印刷株式会社）

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smktg.jp/public/seminar/view/39>

---

### 3 ワンポイント開示会計問題演習

---

P社グループはP社と連結子会社S社（持分比率80%）から構成されている。

XX年度におけるP S両社の損益計算書は以下のとおりである。

	P社	S社
売上高	1,000,000千円	300,000千円
売上総利益	200,000千円	45,000千円
当期純利益	50,000千円	20,000千円

問1) P S両社に取引関係が一切なかったとして、P社連結損益計算書の売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益はいくらになるか。

問2) P社は当期からA商品をS社に販売し、当期の売上高は100,000千円で利益率は20%だった。期末時点で10,000円分S社に残っている。

また、S社は以前からB商品をP社に販売しており、当期の売上高は40,000千円（利益率は毎期15%）だった。期首時点で5,000千円、期末時点で8,000千円分P社に在庫されている。

このとき、P社連結損益計算書の売上高、売上総利益、当期純利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいくらになるか。

・実効税率は40%で、上記以外の事項は一切考慮しないものとする。

\* 解答・解説はメルマガ読者にのみ公開しています。

— 【PR】 —

---

ディスクロージャー人材の育成に最適！「財務報告実務検定」実施中  
テキストは現行法令に完全対応、学習したことが開示実務に直結！  
<http://zaimuhoukoku.jp/>

---

---

## 5 児玉厚の開示川柳

---

\*児玉厚（株式会社スリー・シー・コンサルティング 代表取締役）による  
「開示川柳」をお届けしております。

「 会計人 不正手口に 目をむけよ！ 」

2008年に内部統制監査制度が導入されて7年になる。

導入前には内部統制監査に関する多くのセミナーや講習が開かれた。

当時、私も内部統制のリスクと統制について講義をした。

「・・・みなさんの会社で、もし悪意のある社員がいたと仮定した場合、  
例えば売上高について考えられる粉飾と不正の手口を洗い出して下さい。」

「次にどうしたらこれらの粉飾や不正を未然に防ぐことができるか  
という統制・対策を列挙してみてください・・・」

ただ、このようなアプローチはとてもマイナーであったと記憶している。

東芝での内部統制と内部統制監査は全く機能していなかった。

会計人は謙虚に原点に立ち返り、粉飾や不正の手口を分析し、  
失敗から学ぶことが大切だろう。

日経新聞にこんな記事が掲載された。

—東芝問題、「工事進行基準」で不適切な操作の手口—

帝国データバンク・藤森徹

歴代トップ3人の引責辞任に発展した「東芝不適切会計問題」。

7月20日に公表された上田広一氏（元東京高検検事長）を委員長とする第三者  
委員会の報告書は、組織ぐるみで行った会計操作の手口を明らかにしている。  
今回に限らず過去の不適切会計をみると、売上高の過大計上や、  
利益のかさ上げ、減損を少なく見積もるなどの手口が多い。

大手監査法人を欺いた「不適切な操作」の実態を、信用調査マンの目で  
分析する。

問題の発端は、証券取引等監視委員会（SESC）から「工事進行基準」についての検査を受けたことが発端とされる。

自治体から発注のシステム装置の製造において不適切な処理があった。工事進行基準は建設業界で一般的な用語だが、それ以外ではあまりなじみがないかもしれない。

例えばビル建設の場合、完成前に工事の進捗状況に応じて売上高と工事原価（コスト）を計上する会計の手法だ。

一方で、工事が完成時点で売上高と工事原価を計上する方式もあり、これは「工事完成基準」と呼ぶ。

土木や建築工事などの請負契約の場合、規模が大きければその分完成まで時間がかかるため、決算期までに工事が終わらないことがある。

たとえば、工期1年、受注金額10億円、工事原価8億円の工事が2015年9月1日から16年8月31日までの予定で始まった場合、工事完成基準では16年3月期決算ではまだ引き渡しを完了していないので売上高=0、原価=0となり、この工事は決算の数値に影響しない。

これに対して工事進行基準の場合、工事が仮に毎月同じ進捗だとすれば、工期12カ月のうち15年度の進捗が7カ月分となる。

このため、16年3月期決算には10億円×7/12=約5億8300万円の売上高を計上する。

工事原価も同じ計算式にあてはめて8億円×7/12=約4億6600万円となり、収益は約1億1700万円となる。

ただし、進捗の度合いは実際には外部からわかりにくいため、運用は弾力的。発生した工事原価の比率から進捗率を把握し、売上高を計上することも多い。

東芝の場合には、受注時点で赤字が確定しているケースが不適切な処理とされた。

例えば、A案件では12年1月に地方自治体から71億円で受注したものの、工事原価は90億円かかることになっていた。

工事進行基準の場合、赤字分の19億円は工事が始まる1月時点で計上しなくてはならない。

しかし、東芝はこの損失を年度内に計上せず、次期の決算に先送りしていた。

しかも工事原価の発生を過小に見積もっていた。

これは年度内の利益のかさ上げ操作であるばかりか、売り上げも多く見せていたことになる。

どういうことか。

例えば、工事収益総額の見積もりが100（入札額）、工事原価総額の見積もりが120の場合、原価が60発生すれば、工事の進捗率は60/120=50%となる。よって今期計上する売り上げは100×50%=50となる。

ところが総原価80と過小に見積もった場合、原価が60発生すると工事進捗率は60/80=75%に上がる。

これに合わせて今期に計上する売上高が100×75%=75と過大計上になる仕組みだ。

東芝にはこうした不適切な会計処理があった。

工事原価を過小に見積もっていた

工事収益総額の見積もり : 100

工事原価総額の見積もり : (正) 120 → (誤) 80

実際に今期に発生した工事原価 : 60

今期の工事進捗度 : (正) 50% → (誤) 75%

今期に計上する売上高 : (正)  $100 \times 50\% = 50$  → (誤)  $100 \times 75\% = 75$

(注) 第三者委員会の報告書を参考に作成

藤森徹(ふじもり・とおる) 帝国データバンク東京支社情報部部長。  
スポーツ用品メーカーを経て92年(平成4年)同社に入社、大阪支社配属。  
バブル経済崩壊後の数々の企業破綻を現場の第一線で見続けた。  
06年福岡支店情報部長、2010年から現職。  
現在は各地で中堅中小企業の経営問題に関する講演もこなす。  
兵庫県出身。51歳。

長い信用調査マン人生の中で、大手企業の不適切な会計というと思い出すのが、2005年の「カネボウ事件」だ。  
社長ら旧経営陣のほか、担当の公認会計士が逮捕。  
旧中央青山監査法人の解体にまで発展した。戦後最大といわれる2000億円を超える粉飾決算はどういう手口だったか。

#### ■「宇宙遊泳」する毛布

繊維業界では、毛布など季節商品と呼ばれるものがある。  
生産は年間を通じて行われるものの、販売時期は秋から冬に限られるため、それ以外の時期は在庫として持たなくてはならない。  
通常、資金力に乏しい毛布メーカーは、販売時期まで「備蓄在庫」として一時的に資金力のある商社に販売し、代金を受け取る。  
その後、シーズンが始まり、販売開始となる。  
だが、商社はすべて販売できるわけではなく、売れ残りが発生する。  
すると、これを元の価格で毛布メーカーに売り戻す。

当時のカネボウの経営陣はこの仕組みを悪用して循環取引を繰り返し、売上高の架空計上を重ねた。

一度売った商品が取引先間を漂い、再び戻ってくることから業界では「宇宙遊泳」と呼ばれる操作だった。

しかも、こうした取引で計上していたのは実際には市場で売れ残った不良在庫であり、それを各社で回していた。

決済される見込みのない不良在庫は事実上の関連会社に飛ばし、その会社に1000億円を超える資金を貸し付けるなど、在庫とお金の流れを複雑にして粉飾を拡大していた。

粉飾に関わった企業の出資関係を操作して「連結外し」を行ったことも明らかになっている。

ここで挙げた2社のケースは例外だと思うかもしれない。  
しかし、歴史をひもとけば不適切な会計や粉飾決算は様々な形で繰り返されてきた。  
だからこそ、取引先をチェックし、リスクマネジメントの目をしっかり持つことがいっそう重要になる。  
「大手有力企業だから、まさかそんなことはないはずだ」といった考えを持つのは危険だ。

カネボウの場合、不自然な勘定項目や会社整理などのシグナルがあった。  
東芝においては今後詳細な分析によって、事前のシグナルが確認されるだろう。

「企業信用調査マンの目」は、信用調査会社、帝国データバンクで企業の経営破綻を専門にする第一線の調査マンが破綻の実例などをケーススタディーにし、中堅中小の「生き残る経営」を考察します。

(以上)

監査法人の監査報告書は常に「適正意見」だ。

「粉飾や不正があっても、見過ごし『適正意見』を表明するなら、コストをかけて監査する意味はないと投資家は声を上げるだろう。」

「粉飾や不正を的確に発見できる監査人に監査させよ。」

「もし、公認会計士にその能力がないなら、監査を公認会計士の独占業務とせず、自由に監査法人を設立し、競争させよ」という意見が出るのかも知れない。

同じ会計士としては胸が痛い。

恐らく監査法人は粉飾の事実を認識していただろう。

にもかかわらず、「会社と戦わなかった。ノーと言えなかった。」ことがとても残念だ。

監査人としての「独立性」が失われていたことになる。

誠実に公正不偏な態度で監査を行っている多くの公認会計士がこの汚点の為に社会的評価を落とすというのはとてもやるせない思いだ。

開示川柳

「会計人 不正手口に 目をむけよ！」



児玉厚のキャッシュ・フロー予算作成演習講座（共催：宝印刷株式会社）

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smktg.jp/public/seminar/view/39>

---

## 6 編集後記

---

かつて私の通っていた中学校は統廃合により現存しません。小学校も、私の  
行っていた所は何とか生き残りましたが隣学区の学校が間もなく消滅します。

少子化に伴う学校の統廃合は全国的に進んでいますが、都市部であれば  
廃校跡地もいろいろ活用の道があるものの（母校だった中学校は現在区役所の  
分庁舎になっている）、過疎地ではなかなか難しいものがあります。  
その中で、山村廃校を芸術活動の拠点に転用するという活用事例が全国的に  
見受けられるようです。

私もこの夏休み中に、そういった事例をまとめて見る機会がありました。  
体育館を大型作品のギャラリー兼収蔵庫としたもの、教室から廊下階段から  
土製のオブジェ等で満たしたもの、高名な芸術家の重要な活動拠点と  
なっているもの、大人向けに家庭科や体育などの講座を開講しているもの、  
体育館一杯に巨大な木製ジオラマ（そのジオラマは本棚を兼ねている）を  
こしらえたもの、などなど。なお、今回訪れたのはいずれも元小学校でした。

どの展示も手がかかっており、工夫を凝らしています。これらの多くは  
常設ではなく、本誌発刊時点の半月後には取り壊される運命にあります。  
そのはかなさには嘆息するばかりで、とにかく必死で目に焼き付けました。

しかし、いくつか見ていくと、どうしても一種の既視感が生じてしまうのは  
否定できません。いかに趣向を凝らしても、そこが元小学校であることは  
消し去ることはできないのです。意図的にそうした演出をしているのかも  
しれませんが、名だたる芸術家（？）が総力を挙げてこしらえた作品群も、  
どうも高校の文化祭の展示物のように見えて仕方がないのです。

おそらく、芸術家たちのデザインが「学校」のデザインに負けているのだと  
推察されます。小学校と言えば教室があり廊下があり、体育館やプールなど  
思い浮かべるとありますが、そういった誰もが思い浮かべる光景のデザインが  
いかに強烈なものか、改めて痛感した旅でした。（高橋）

---

### — 【PR】 —

---

- \* 2008年3月の発売から今年で8年目を迎える  
スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト \*

法令適合性と数値整合性の両面からチェックし、訂正防止に万全を図ります。

2015年6月版は改正会社法事業報告（2015年5月決算より適用）及び  
四半期連結財務諸表科目表示等の改正を含め6月25日にリリースしました。

有報（短信含）54,000円 四半期・会社法各 43,200円（いずれも税込）

<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

— 【PR】 —

---

\* キャッシュ・フロー予算作成演習講座（共催：宝印刷株式会社） \*

児玉厚（公認会計士 株式会社スリー・シー・コンサルティング代表取締役）  
と一緒にキャッシュ・フロー予算を作ってみませんか？

実績予想から次期の予算 P/L・B/S そしてキャッシュ・フローへ展開します。  
評価基準を予算 P/L から予算 C/F へ変更したら賞与がどう変わるか、注目！

対象：予算財務諸表の作成を初めて行う方  
予算財務諸表関係の作成・修正作業に不安のある方

2015年6月より2016年2月まで月1回開催（各回同一内容）

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>  
<https://takara-print.smktg.jp/public/seminar/view/39>

---

— 【PR】 —

---

\* 財務報告実務検定 \*

- ・金商法、会社法から適時開示までを体系的学べる唯一の検定
- ・4種類のテキストは法令等の改正に完全対応。学習内容が実務に直結
- ・多忙な経理マンに配慮し、CBT試験を採用。全国の試験会場で通年受験可
- ・合格後「財務報告実務検定会員」になると、テキスト・受験料が割引きに
- ・上場企業人事や CFO からディスクロージャー人材育成ツールとして引合多数

テキスト購入、受験のお申込みは <http://zaimuhokoku.jp/>

---

メルマガの登録変更及び購読解除について

---

当メルマガの登録情報のご変更や購読解除をご希望の方は、  
以下のアドレスより手続きをお願いします。

（登録情報のご変更）

<https://1lejend.com/stepmail/edit.php?no=xxzzkh>

(購読解除)

<https://1lejend.com/stepmail/delf.php?no=101100>

---

メルマガの記載内容等に関するお問い合わせ

---

当メルマガの記載内容等に関するお問い合わせがございましたら、  
以下のメールアドレス又は電話番号よりご連絡願います。

[kaijikaikei@3cc.co.jp](mailto:kaijikaikei@3cc.co.jp)

TEL : 03-6863-7206 (担当 : 企画部)

---

発行 : 株式会社スリー・シー・コンサルティング  
〒171-0033 東京都豊島区高田 3-14-29 KDX 高田馬場ビル 7 階  
URL : <http://www.3cc.co.jp/>

---

Copyright (c) Three C Consulting Co.,Ltd. All Rights Reserved.